

令和 4年 2月 1日

学校法人船田教育会一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、職場における女性の活躍をより一層推進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 4年 2月 1日～令和 8年 3月 31日までの 4年間

2. 課題

管理職に占める女性職員の割合が低い。

3. 目標

事務職員の管理職に占める女性割合を 35%以上とする。

4. 取組内容と実施時期

(1) 令和 4年 2月～ 男女公正な評価基準となっているか検証し、女性教職員が能力を発揮できる職場環境を構築する。

(2) 令和 5年 2月～ 女性職員に対しリーダー研修等のキャリア開発研修への参加を促し、能力開発を進めるとともにキャリアアップへの意識を醸成する。

5. 女性の活躍の現状に関する情報公表（令和 3年 9月現在）

(1) 労働者に占める女性労働者の割合 35.1%（教員 20.3%、 職員 50.9%）

(2) 管理職に占める女性労働者の割合 19.4%

(3) 正社員における平均勤続年数 男性 15.6年、 女性 10.8年